

東京海上日動火災税務訴訟

1. はじめに

昨年5月27日、東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」)に対する課税処分に関する判決が東京高等裁判所で下され、一審同様、東京海上日動の全面勝訴となりました。結局、本事件は敗訴した国側が上告せずにそのまま確定しました。当事務所にとりまして、前年の住友信託銀行税務訴訟に続く完全勝訴事案であり、納税者側の勝訴率が著しく低い税務訴訟の分野において納税者たるクライアントにとって良い結果が得られたことを非常に嬉しく思っているところです。

2. 事案の概要

本件訴訟の対象となったのは、東京海上日動がその100%子会社との間で締結していた再保険取引です。すなわち、東京海上日動が企業向け地震保険の本格的な引受を開始するにあたって、まずその海外子会社に対して、掛捨て型の再保険契約(以下「ELC 再保険契約」)を締結し、他方当該子会社は同時期に、資本関係のない外部の再保険会社との間でファイナイト型といわれる再々保険契約(以下「Finite 再保険契約」)を締結しました。なお、ELC 再保険契約は、100%親子会社間の取引ですが、東京海上日動では、同一内容の再保険契約を外部の再保険会社との間でも締結しており、保険料率については、かかる外部の再保険会社との交渉によってまとまったものをそのまま ELC 再保険契約にあてはめることで、その適正を担保しておりました。また、Finite 再保険契約は、その契約期間が長期にわたること及びその保険料が保険成績(保険事故の発生の有無、多寡のこと)の良し悪しにより契約終了時に保険料の調整が行われることを特徴としており、具体的には契約期間中の再保険金の支払額に応じて、一定の算式に基づき子会社が追加の再保険料(ロス・パーティシペーションと呼ばれる)の支払を義務付けられるか(保険事

故による企業向け地震保険金の支払が多い場合)、逆に再保険料の払戻し(プロフィット・コミッションと呼ばれる)を受けられる(保険事故による企業向け地震保険金の支払が少ない場合)こととされており、

3. 争点及びこれに対する判断

東京海上日動は、この取引について、自ら当事者となっている ELC 再保険契約の契約内容どおりの取扱いを行い子会社へ支払う再保険料を損金としていました。これに対し課税当局は、①当該子会社への ELC 再保険契約による出再が、東京海上日動の所得額を不当に小さなものとさせている、②Finite 再保険契約には金銭の貸借ないしは預託とされるべき部分が含まれており、当該部分については損金算入できない、③東京海上日動が当事者となっている契約が、ELC 再保険契約であったとしても、②の事情が認められる以上、中間に100%子会社が組み込まれたことによって課税関係に差異が生じるのは不当であり、Finite 再保険契約を東京海上日動自体が締結していた場合と同様の課税関係が成立するものと解すべきであるとの立場を取り、課税処分を行ったものです。

東京海上日動は、上記の3つの論点のいずれについてもこれを争っており、一審控訴審ともにすべての論点についてほぼその主張どおりの判決を得ることができたのですが、まずは判決に直結することとなった③の論点につき、若干ご説明します。

③の議論は、一見もつともそうに見えるかもしれませんが、よくよく考えると納税者たる東京海上日動ではなくその子会社が締結した契約によって東京海上日動の課税関係が影響を受けるということの意味していますので、法律論としては強引という他ありません。法人税法は、100%子会社とはいえ別個の納税義務者・主体としてこれを捉えることを前提としており、そうでなければ昨年導入されたグループ法人税制など全く意味のないものになってしまいます。

本ニュースレターの執筆者

にしこり やすたか
錦織 康高パートナー
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般のお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

東京海上日動を代理した我々は、この点を徹底的に突く戦略を採り、他方、国側は、この点の主張に非常に苦心し、いろいろと言葉を変えて何とか自らの主張を根拠付けようとしたものの、高裁判決において「控訴人(国)の主張は難解であるが」という異例の判示を受けるに至っています。結局、一審控訴審ともに、こうした国の主張を一蹴し、特に高裁では、国の主張は、子会社の「法人格を否定するなり」しない限り許容されるものではないと明確に述べています。

4. この判決の示すもの

ところで、上記 3 で挙げた論点のうち①は、取引の動機ないし目的についてのもので、それが法律解釈に直結することはないはずで、近時の判例では「取引の動機がけしからんから課税処分は適法」といった雰囲気醸し出されることはなくなっています。しかしながら、裁判官も人の子であり、また、一般的に言えば保守的な傾向は強いのですから、「けしからん」と思われればそれが不利に働かうことは否定できないところ。実際に今回問題とされた取引は、阪神淡路大震災を契機としており、税務上の効果を狙ったというようなものではなかったのですが、海外子会社との再保険取引というのはどうしても色眼鏡をもって見られがちですから、こうした目的論について丁寧かつ説得力をもって主張・立証を尽くすことは訴訟戦略としては非常に重要です。

次に、もう一度上記のうち③の論点に戻りますが、なぜ法律論としては非常に苦しいにもかかわらず国側はあえて③のような議論を行ってまで課税処分を行ったのでしょうか。これは、先に述べたように、③の議論が「一見もっともそうに見える」と密接に関連しているように思います。経理の方々を含む税実務においては、実質課税、すなわち課税は経済的な実質に従って行われるべきであるという考えが根強く残っています。「経済的な実質」という言葉は「法形式」の対義語として使われるのですが、そう言われると思わず「そのとおりだ。形式ではなくて実質に従って判断すべきだ」というように考えてしまいそうです。しかし、「経済的な実質」とは何かとよくよく考えると、殆どの場合法律関係なしにいきなり経済的な実質が生まれることはありません。

。「経済的な実質」という議論が一人歩きしては危険であることがお分かり頂けるでしょう。ですから、ここで述べたような意味での「実質課税」なるものは税法上認められているものではありません。東京海上日動の件では、訴訟において国が「実質課税」という主張を明示的に行った訳ではありませんが、その発想を持っていたであろうことは想像に難くありません。しかし、「経済的な実質」の名の下に別法人である子会社の存在を無視するような課税ができるはずもなく、本件で東京海上日動が勝訴したのは至極もつともであったものと考えています。

かつての新聞報道などに改めて目を通すと、「実質課税」に基づく課税処分ではなかったかという例が散見されますが、残念ながらその多くは納税者に争われることなく終結してしまっているようです。今後は納税者の方々から是非「実質課税」などということに惑わされることのないようになればと思っています。

5. 最後に

今回は紙面の都合から 3 で挙げた論点のうち②については触れられませんでした。しかし、租税法理論の立場から見た場合、②の論点は非常興味深いもので、特に様々な金融商品への課税を考える上でいろいろな示唆を与えてくれるものです。今後の租税法 Practice に生かしていきたいと思います。

この事件に関する課税処分が行われたのは、平成 15 年 5 月 27 日であり、奇しくもちょうど 7 年を経て東京高裁から最終的な判断が下されたものです。7 年というのは日々前向きに事業戦略を練るべき企業にとって気の遠くなる程長い時間です。その間、東京海上日動の対応方針は一度もブレることなく常に毅然たるものでした。最後になりましたが、ここに、今回の訴訟に携われた方々の辛抱強さ、熱意に対して改めて敬意を表したいと思います。

以上

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html> に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714
E-mail : info@jurists.co.jp URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2011